

各務原市道路位置指定取扱要綱

(平成15年5月28日決裁)

改正(平成17年3月4日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)

第42条第1項第5号の規定による道路位置の指定の取扱いに関し、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)及び各務原市建築基準法施行細則(平成15年規則第18号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、市街化区域内にあっては開発区域が1,000平方メートル未満の開発行為に伴い築造される道路について適用するものとし、1,000平方メートル以上の規模にあっては都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の適用を受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、都市計画法第29条の規定により開発許可の適用を受けない場合は、この要綱を適用する。

(道路位置の指定基準)

第3条 道路位置の指定を受ける道路(以下「指定道路」という。)は、政令第144条の4第1項に定める基準及び各務原市道路位置指定基準(以下「指定基準」という。)に適合するものとする。

(事前審査)

第4条 道路位置の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、その道路の築造工事に着手する前に、道路位置指定事前審査申請書(様式第1号。以下「事前審査申請書」という。)正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第1号、第4号、第6号、第7号、第8号及び第11号に掲げる図書を添付して、市長に提出して事前審査を受けなければならない。

(1) 道路位置指定の事前審査に係る誓約書(様式第2号)

(2) 開発区域全体の土地の登記事項証明書

(3) 付近見取図

(4) 開発区域全体の土地の公図の写し(法務局で発行されたものに限る。)

- (5) 土地求積図
- (6) 造成計画平面図
- (7) 道路断面図 (構造詳細図を含む。)
- (8) その他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し
- (9) 現況平面図
- (10) 着工前現況写真及びその撮影方向図
- (11) その他市長が必要と認める図書又は書面

2 市長は、事前審査を行った場合には、事前審査申請書の副本に道路位置指定事前審査済通知書 (様式第 3 号) を添付して申請者に交付する。

(指定申請書の提出)

第 5 条 申請者は、道路の築造工事の完了後に、細則第 14 条の規定による道路の位置の指定申請書 (以下「指定申請書」という。) 正副 2 通に、正本には次の各号に掲げる図書を、副本には第 1 号、第 5 号、第 7 号、第 8 号及び第 14 号に掲げる図書を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 道路位置指定事前審査済通知書の写し
 - (2) 指定道路の管理者の誓約書 (様式第 4 号) 及び管理者の印鑑登録証明書
 - (3) 指定道路となる土地の権利者の承諾書 (様式第 5 号) 及び権利者の印鑑登録証明書
 - (4) 指定道路となる土地の登記事項証明書
 - (5) 付近見取図
 - (6) 開発区域全体の土地の公図の写し (法務局で発行されたものに限る。)
 - (7) 土地求積図
 - (8) 造成確定平面図
 - (9) 道路断面図 (構造詳細図を含む。)
 - (10) 開発区域内に工作物の確認を必要とする擁壁がある場合は、その確認済証の写し
 - (11) その他法令の規定による許認可を必要とする場合は、当該許認可書の写し
 - (12) 道路位置指定概要書 (様式第 6 号)
 - (13) 工事工程写真及び工事完成写真 (撮影方向図を含む。)
 - (14) その他市長が必要と認める図書又は書面
- (指定道路の登記)

第6条 指定道路となる土地は、これに接するその他の土地と区分し、かつ、原則として地目を公衆用道路として登記するものとする。

(指定道路の管理者)

第7条 申請者は、指定道路の管理者を定めるものとする。

2 指定道路の管理者は、管理を適切に行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(現地確認)

第8条 建築指導課の職員は、第5条による指定申請書を受理した場合は、遅滞なく道路位置指定基準に基づき現地確認を実施する。

(指定)

第9条 市長は、前条の現地確認の結果、法、政令、省令、細則及びこの要綱に適合していると認めて道路の位置を指定した場合は、その旨を告示し、申請者に通知する。

(縦覧)

第10条 道路位置の指定の縦覧は、建築指導課において、道路位置指定概要書により行う。

(変更又は廃止)

第11条 細則第15条第1項の規定により道路位置の指定の変更又は廃止の認定申請を行う場合は、私道(変更・廃止)の認定申請書に当該道路に関する土地及び建築物の登記事項証明書並びに当該道路に関する土地、建築物若しくは工作物の権利者の承諾書及び印鑑登録証明書を添付しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に岐阜県道路位置指定取扱要綱(以下「県要綱」という。)の規定に基づき、その効力を有する岐阜県知事がした処分に係るこの要綱の適用については、この要綱の相当規定により市長が当該処分をしたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に県要綱の規定に基づき、岐阜県知事に対してなされた申請に係るこの要綱の適用については、この要綱の相当規定により市長に対して当該申請がなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。